

平成 26 年度における短期借入金の借換えについて

1 法的根拠と手続き

地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている（地方独立行政法人法第 41 条第 1 項・第 2 項）。

ただし、資金不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える（年度越えする）ことができる。（第 41 条第 2 項但書）

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第 41 条第 4 項）

2 短期借入金の借換え金額

借換え見込額（短期借入残高見込額） 1.2 億円

借換える時期 平成 27 年 3 月 31 日

県立病院機構の現金収支の現状について

1 例月收入・支払の状況

収入は、おもに、毎月20日前後の診療報酬など現金収入が15～16億
支出は、おもに、毎月10日の非常勤職員給与支払い、
毎月21日の常勤職員給与支払い、
毎月末の経費ほか一般支払いなど現金支出が15～16億
であり、定例の収支は均衡している。

2 その他の収入・支出の状況

定例の収支以外のものとして、下表のような特例要因がある。

	収入	支出	理由
4月	17億		運営費交付金の収入
6月		8億	賞与支払
9月		5億	企業債の償還
12月		9億	賞与支払
3月		5億	企業債の償還
合計	17億	27億	

合計では、1年間で現金10億円が不足する。

3 年度をまたがる一時借入金の必要額について

上記1、2により、年度末における資金の不足額は10億円であるが、平成27年4月10日には非常勤職員の給与支払い約1億数千万円が必要で、かつ年度末～翌年度4月10日までには特段の収入がないため、手元資金を含め、計12億円について、一時借入金の承認をお願いしたい。

なお、来年度以降の現金収支の見込みについては、月々の定例収入を徐々に増額することで、現金収支の改善に努めたい。